

令和 6 年度 第 2 回函館市国民健康保険運営協議会

1 会議期日 令和 7 年 1 月 2 1 日（火）

2 会議場所 函館市中央図書館

3 開会時間 午後 6 時 3 0 分

4 閉会時間 午後 7 時 1 0 分

5 出席者氏名

○ 被保険者代表

加藤委員，中村まち子委員，寺下委員

○ 保険医または保険薬剤師代表

小西委員，本橋委員，坂本委員

○ 公益代表

小林博子委員，小林八重子委員，中村馨委員，堀田委員

○ 理事者

柏市民部長，鹿磯市民部次長，数寄国保年金課長

川口保険料収納担当課長

○ 運営協議会書記

6 議 題

（ 1 ） 正副会長の選出

（ 2 ） 令和 7 年度国民健康保険事業の運営について

審議 1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

審議 2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

（ 3 ） マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

令和 6 年度 第 2 回函館市国民健康保険運営協議会議事録

日時：令和 7 年 1 月 2 1 日（火）午後 6 時 3 0 分

場所：函館市中央図書館

会 議 内 容

国保年金課管理担当司会

○市民部長

皆様，こんばんは。市民部長の柏でございます。

本日は，お忙しい中，また夜分お疲れのところ，ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。併せて，本協議会の委員をお引受けいただきましたことに，厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて，国民健康保険事業におきましては，高齢化の進展や医療の高度化などにより，一人当たり医療費が増加する中，厳しい財政運営状況となっておりますが，一方では，被保険者の保険料負担の軽減も大きな課題であり，国においては高額療養費制度の見直しを始め，様々な改革に取り組んでいるところであります。

また，国民健康保険の運営は，都道府県単位となっておりますが，北海道におきましては，令和 1 2 年度，2 0 3 0 年度を目標に，現在市町村ごとに決定している保険料率の道内統一を目指しております。統一に向けましては，北海道と市町村で，今後，整理すべき事項もありますことから，皆様のご意見を伺いながら，本市国保事業の安定運営に向け，北海道と協議を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には，それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと存じますので，どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ちまして，簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は，どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 委員紹介

事務局紹介

会議成立宣言

○事務局

それでは、次第の5，議事に入りたいと思います。

本協議会の会長および副会長は，規定により「公益代表者の中から，選挙により決定する」となっております。このため，会長が選出されるまでは，市民部長が進行を務めさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

○事務局（市民部長）

会長および副会長の選出までの間，会議の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは，議事の（１）「正副会長の選出」でございます。

本協議会の会長および副会長につきましては，函館市国民健康保険条例施行規則第2条に「公益を代表する委員のうちから，全委員がこれを選挙する」と規定されております。本協議会におきましては，慣例により，事務局から会長，副会長の候補者をご提案させていただいておりましたが，今回も同様とさせていただきますよろしいでしょうか。

●各委員

意義なし。

○事務局（市民部長）

ありがとうございます。それでは，事務局から提案をお願いします。

○事務局（国保年金課長）

はい。それでは、事務局から会長には、現在、社会福祉の分野でご活躍され、国民健康保険にも精通していらっしゃいます堀田委員を、また、副会長には、前回の任期におきまして、副会長職として本協議会の運営にご尽力いただきました小林八重子委員をご提案いたします。

○事務局（市民部長）

ただいま、事務局から、会長に堀田委員、副会長に小林八重子委員という提案がありました。ご承認いただける場合は、拍手をお願いしたいと存じます。

●各委員

（拍手多数）

○事務局（市民部長）

ありがとうございます。拍手多数により、堀田委員に会長を、小林八重子委員に副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、お二方、恐縮ではございますが会長席、副会長席へお願いいたします。

○事務局（市民部長）

それでは、以降の進行を堀田会長に、お願いしたいと思います。

◎会 長

それでは、会議に先立ちまして皆様から選出いただきましたので、一言、ごあいさつを申し上げます。

改めまして、皆様こんばんは。会長を務めさせていただくことになりました堀田でございます。小林副会長ともども、どうぞよろしくお願いいたします。

この協議会でございますが、函館市の国民健康保険事業の運営に関する事柄について審議するために設置されております。先ほど柏部長から、お話があったとおり、現在の国民健康保険は、全道的な課題の解決に取り組んでいるところでありまして、この協議会が担う役割は、非常に重要であると感じております。

私といたしましても、函館市の国民健康保険事業の課題解決のため、この協議会が責務を果たせるよう皆様と共に議論を重ねて参りたいと考えております。国保は難しい制度のように捉えられているかもしれませんが、私たちの日常生活に直結する医療制度ということですので、あまり難しく考えずに、ご意見、ご質問をいただければと思いますし、保険医または保険薬剤師の皆様には、専門的な立場からのご意見、情報提供などもいただければ幸いです。

今後３年間の任期となりますが、円滑な会議運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎会 長 議事録署名委員指名

◎会 長

それでは、「審議事項１」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料説明

◎会 長

事務局，ありがとうございます。

それでは「審議事項１」について、審議したいと思います。

事務局から説明がありましたが、令和７年度の賦課割合について、所得割を１００分の４５に均等割を１００分の３５にそれぞれ改定したいということですが、これについて、ご意見やご質問のある委員は、

挙手をお願いします。

◎会 長

今、説明がありましたが、加入者一人一人が負担する保険料である均等割が、医療費の増加する後年次に上がっていくと負担が大きいため、均等割を優先して、今後目指す標準保険料率に近づけるということでした。

皆様から、特にご意見、ご質問がなければ、まとめていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

●各委員

はい。

◎会 長

それでは、「賦課割合について、所得割を100分の45に均等割を100分の35にそれぞれ改定する」という内容について、本協議会で了承してよろしいでしょうか。

●各委員

はい。

◎会 長

ありがとうございます。

それでは、「審議事項1」の賦課割合について了承いたします。

◎会 長

続きまして、次の「審議事項2」に移ります。事務局の説明をお願いします。

◎会 長

ありがとうございます。

賦課限度額の改定ということで、こちらは、令和7年度の賦課限度額について国と同額に改定したいとのことでございます。

これについて、ご意見のある委員は、挙手をお願いします。

◎会 長

特に無いようですが、資料の下段に参考欄がありますが、令和7年度引き上げ後、合計欄の率が下がることになっています。この説明をお願いします。

○事務局（国保年金課長）

それでは、事務局から説明させていただきます。

この表の見方ですが、左欄の「令和7年度引き上げ前」とは賦課限度額を現状である106万円に据え置いた場合、賦課限度額を超過する世帯割合が全体で1.59%となり、「令和7年度引き上げ後」とは賦課限度額を109万円に改定した場合、賦課限度額を超過する世帯割合が全体で1.50%に抑制されるということです。

なお、1.50%の根拠は、被用者保険における最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.50%から1.50%の間になるよう法定されており、国保においてもこれを踏まえ、限度額超過世帯の割合を1.5%に近づけるよう考慮しているものです。

説明は以上です。

◎会 長

ありがとうございます。

皆様の方から他に、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

◎会 長

それでは、特に無いようですので本協議会として、まとめたいと思います。

「賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する」という内容について、本協議会です承してよろしいでしょうか。

●各委員

はい。

◎会 長

ありがとうございます。

それでは、「審議事項２」の賦課限度額について了承いたします。

◎会 長

それでは、審議事項について終わりましたが、資料の１ページに戻りまして審議事項以外についても説明がありましたので、皆様から、ご質問があればお受けいたします。

◎会 長

特に無いようですが、私から確認させていただいてよろしいですか。

「４ 法定軽減基準の見直し」とありますが、所得が低い場合に保険料が７割，５割，２割軽減されるということですが、この見直しにより、被保険者の負担は重くなるのか，軽くなるのか，見直しの主旨はどのようなことかを教えていただけますか。

○事務局（国保年金課長）

それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、見直しの主旨ですが、国の説明によりますと、物価上昇等の影

響に連動し、所得が増加しているため、軽減判定の対象となる世帯の範囲が縮小しないように、軽減判定の基準所得を引き上げるものとなっております。

これにより、今まで軽減対象に該当していた世帯が、引き続き軽減対象の該当となる効果があるほか、軽減判定の基準所得に近い世帯では、新たに軽減対象となる可能性もあると考えております。

説明は以上です。

◎会 長

ありがとうございます。

例えば、5割軽減であれば、29.5万円の基準が所得上限であったが、30.5万円の基準まで対象となるため、所得が増加しても30.5万円の基準に該当する世帯は軽減対象になるということですね。

他に、皆様から何かございますか。無ければ、次に報告事項ということで事務局から、お願いいたします。

事務局 資料説明

◎会 長

ありがとうございます。

今の説明について、何かご質問等はございますか。

例えば、病院とか薬局の方ではどうでしょうか。混乱無くやっていますか。

坂本委員、何か薬局の方では声掛けなどをされておりますか。

●坂本委員

そうですね。薬局では、かなり前から声掛けをしているので、特に混乱無くやっています。保険証の紐づけをされていない方は、マイナ保険証を持ってくれば、その場で紐付けして、どんどん使っているという感

じです。最近では高齢者の方も、マイナ保険証を持って来て、顔認証や暗証番号を確認したいのですがということで、試してみたりする方もかなりいらっしゃるので、今のところは順調に進んでいるのかなというところであります。

◎会 長

小西委員，何かございますか。

●小西委員

はい。うちでだいたい18%くらいになるのですが，市町村独自の補助などがあるシステムでは，まだ全部チェックし切れないので，どうしてもマイナ保険証，資格確認書等と，医療費助成受給者証などの両方を照らし合わせる必要があります。

◎会 長

皆様の方から，マイナ保険証の移行について，何かご質問や確認したいことはございますか。

それでは，この件につきましては逐次，情報提供をいただければということで，引き続きお願いしたいと思います。

他に，委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局の方から，何かございますか。

○事務局（国保年金課長）

事務局の方から1点ご報告をさせていただきます。

昨年11月5日に開催した国民健康保険運営協議会におきまして，前委員から委員報酬の見直しにかかる要望がございました。事務局では，道内の主要都市や中核市の状況を調べた上で，所管部局に見直しの検討お願いしてきたところでございます。所管部局である総務部の方からは，審議事項が増えたり，新たに認定業務をお願いするとか，状況の変

化が無いと委員報酬を上げるのは難しいということと、他の審議会から同様の要望などが無い中で、全体の委員報酬を上げるというのは難しいという話がございます、現時点では委員報酬を上げることは難しいと
うことを報告させていただきます。

以上でございます。

◎会 長

事務局から、前回の質問に対するご報告がありました。

それでは、他に無ければ本日の議事は終了させていただきます。

国保年金課管理担当閉会宣言